

## 第4章 ひとにやさしいまちづくりと災害への備え



高知市立泉野小学校いずみ学級6年 竹本 真古さん 作品

## 第4章 ひとにやさしいまちづくりと災害への備え

### 第1節 ひとにやさしいまちづくり

障害のある人が地域で自立した生活を送るためには、道路、建物、公共交通機関等を障害のある人にとって利用しやすいように整備する必要があります。

また、整備された施設が有効に利用されるためには、県民一人ひとりの「ひとにやさしいまちづくり」に対する認識が必要です。

さらに、今後は障害のある人や高齢者を含むあらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインの考え方を普及することが大切です。

#### 1. まちづくりの総合的推進

##### 【現状と課題】

まちを構成する建物、道路などを障害のある人が利用しやすくすることは、障害のある人の地域での自立生活を推進するための基礎的条件であり、「障害者にとってやさしいまちは、すべての県民にとってやさしいまちである。」との認識のもと、平成9年に「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」を制定しました。

国においては、「高齢者、身体に障害のある人等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（ハートビル法<sup>( \*72 )</sup>）」や「高齢者、身体に障害のある人等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（交通バリアフリー法<sup>( \*73 )</sup>）」が施行されました。

( \*72 ) ハートビル法

高齢者、障害のある人等が利用しやすい建築物の促進を目的として、平成6年に施行された法律の略称。

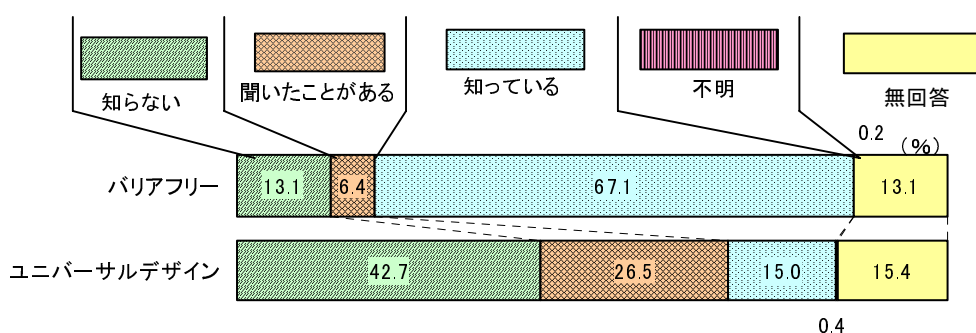
( \*73 ) 交通バリアフリー法

身体障害のある人などが公共交通機関を利用する際の移動の利便性や安全性を向上させるため、平成12年に公布された法律。公共交通機関、旅客施設を中心とした一定の地区においてバリアフリー化を促進します。

今後は、今まで以上に、公共施設の整備はもとより、民間施設についてもひとにやさしいまちづくりを推進する必要があります。

総合的なやさしいまちづくりを推進するためには、ハード面の整備に加え、ソフト面の改善も不可欠であり、県民意識の向上に取り組むことが必要です。

### バリアフリー・ユニバーサルデザインの認知度



(平成15年度県民意識調査結果より)

#### 【施策の方向】

##### (1) バリアフリー化の推進

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく施設の整備、既存施設のバリアフリー化を一層進め、総合的なひとにやさしいまちづくりを推進します。

##### (2) ユニバーサルデザインの普及啓発

イベントの実施や啓発資料の作成・配布等により、行政機関はもとより広く県民に対し、ユニバーサルデザインの考え方や知識の普及啓発を行い、やさしいまちづくりのための意識の向上と、ユニバーサルデザインに基づく施設の整備を促進します。

## 2. 住宅・生活環境の整備促進

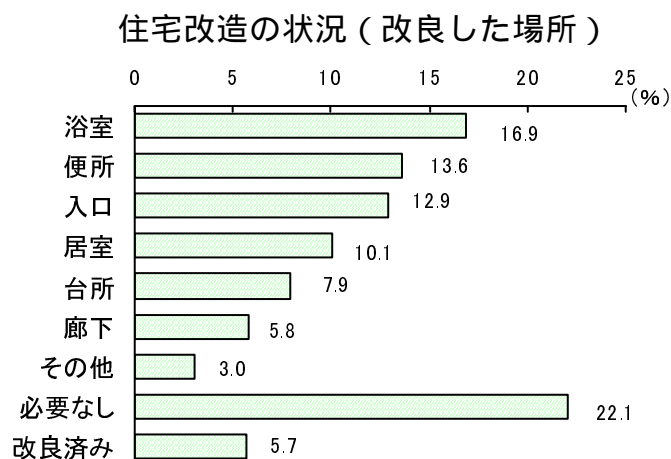
### 【現状と課題】

住宅は日常生活の基盤であり、高齢化社会に対応するためにも、障害のある人や高齢者の家庭生活に配慮した住宅整備を進めることが大切です。

県営住宅については、これまで障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備を進めるとともに、1階の段差解消のための手すり付きスロープ設置や住戸内の手すり設置、通路幅の確保などバリアフリー化を進めています。

一般住宅については、県の定めるバリアフリー基準による新設住宅の取得者に対する助成や住宅改造に対する助成を行っていますが、将来の高齢化に配慮した設計の必要性等について、その普及に努める必要があります。

不特定の人が利用する建築物など住宅以外の生活環境については、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」の実施を通して、総合的なやさしいまちづくりを進める必要があります。



（平成15年度身体障害児・者現況調査結果より）

### 【施策の方向】

#### (1) 障害のある人・高齢者に配慮した住宅の整備促進

県営住宅について、バリアフリー対応の住戸を基本に、障害の内容に応じた対策を建設・改善時に行います。

#### (2) 障害のある人に対応した住宅の情報提供

障害のある人や高齢者に配慮した賃貸住宅について、関係機関の協力を得ながらその情報を提供する仕組みづくりについて検討します。

#### (3) 生活環境の整備促進

公共建築物はもちろんのこと、多くの人が利用する民間建築物や道路、公園等について、「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき整備を進め、障害のある人や高齢者に快適な生活環境づくりを促進します。

#### (4) 地域安全活動の強化

地域住民及びボランティア組織等とのネットワークを強化し、地域の防犯・安全対策を充実します。

### 3. 交通・移動対策の推進

#### 【現状と課題】

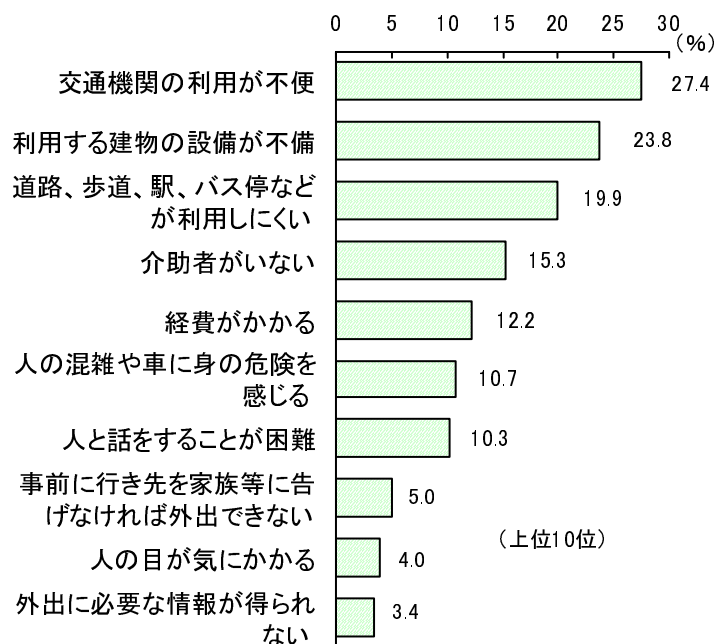
障害のある人の地域での自立生活を推進し、社会参加の機会を増やすためには、一人ひとりに適した移動手段を確保することが大切です。

このため、移動手段として大きな役割を果たしている自動車に関して、運転免許取得及び自動車改造に対して助成を行っています。

鉄道、バス等の公共交通機関や道路の点字ブロック等障害のある人の移動を取り巻くまちの環境を整備する必要があり、「交通バリアフリー法」や「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づき、総合的なやさしいまちづくりに取り組んでいます。

今後は、こうした高齢者や障害のある人に配慮したやさしいまちづくりを推進するとともに、障害の種別や状態に応じたきめ細かな施策を推進する必要があります。

#### 外出の際に困ること



(平成15年度身体障害児・者現況調査結果より)

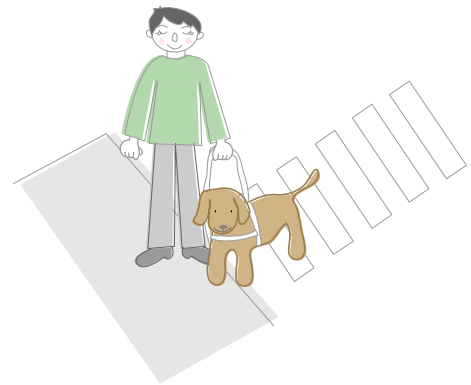
## 【施策の方向】

### (1) 交通関連施設・道路等の整備

障害があっても利用しやすいように交通関連施設のバリアフリー化を進めるとともに、障害のある人の安全な歩行を確保するため、障害のある人に配慮した歩道・信号機等の整備や、歩道等に障害物を置かないよう啓発活動を行います。

### (2) 移動支援の充実

障害のある人の移動支援のため、移動介護従事者(ガイドヘルパー)<sup>(\*)74)</sup>の充実や盲導犬<sup>(\*)75)</sup>等の普及に努めます。また、公共交通機関が利用できない障害のある人の移動手段の確保や、移送サービスの普及に努めます。



(\*)74) 移動介護従事者(ガイドヘルパー)

ひとりで外出することが困難な重度の視覚障害のある人や脳性まひ等全身性の障害のある人などのために、外出時の付き添いを行う制度。

(\*)75) 盲導犬

視覚に障害のある人の歩行を助けるために特別な訓練を受けた犬。



## 第2節 災害への備え

災害から県民の生命・財産を守ることは、安心して心豊かに暮らしていくうえでの基礎的な要件です。本県は、急傾斜地の多い地形や雨量が多いことから災害発生の可能性が高く、特に地震については、昭和21年の南海地震で大きな被害を受けており、近い将来には、高い確率で次の南海地震の発生が予測されています。

これら、災害の発生に備えるため、予防対策の充実と災害時の避難路、避難場所の確保や救援・支援など応急対策体制の確立が必要です。

### 1. 災害予防対策の充実

#### 【現状と課題】

現在、県内の市町村では、地域防災計画<sup>( \*76 )</sup>の見直し作業が行われています。

地域防災計画は、地震だけでなく台風や大雨による風水害や、火災が起きた時の基本指針となるため、見直しを契機に、障害のある人や高齢者への配慮や対応を検討し、計画に反映させることが求められています。

障害のある人自身の予防対策を促すため、防災に対する意識啓発や、地域の避難訓練への参加を促進させる必要があります。

( \*76 ) 地域防災計画

風水害や地震などの大きな災害の発生に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧対策を行うため、地方公共団体等が処理すべき防災上の業務や事務を定めた計画。



## 【施策の方向】

### (1) 障害のある人のための防災・支援マニュアルの周知

障害のある人及びその家族に対して、災害が起きる前の備えと災害が起きた後の対応を分かりやすく解説した「障害のある人のための防災・支援マニュアル」について、パンフレットやホームページなど多様な情報媒体によって情報を提供し、防災意識の向上に取り組みます。

### (2) 障害のある人を地域で支える仕組みづくり

災害時に、障害のある人を地域で支え合う仕組みづくりに取り組みます。

### (3) 障害のある人本人が行う予防対策の促進

災害の被害を最小限に抑えるため、耐震診断補助制度<sup>( \*77 )</sup>の利用や避難訓練の参加を促すとともに、避難路や避難場所等の地域情報を提供し、障害のある人本人が行う予防対策を促進します。

## 2. 応急対策体制の確立

### 【現状と課題】

災害が発生した場合、できるだけ早く安全な場所に避難することが重要です。特に地震による津波は地震発生からわずか数分で海岸に達することがあるため、障害のある人や高齢者が地域に住んでいる場合、周りの人の支援体制及び避難誘導體制をいち早く確立させる必要があります。

障害があっても安全に利用できる避難路及び避難場所の確保が緊急の課題となっています。

( \*77 ) 耐震診断補助制度

昭和56年に改正された建築基準法の新耐震基準に適合していない民間建築物に対して、耐震診断費用の一部を補助する制度。

## 【施策の方向】

### (1) 避難誘導體制の整備

プライバシー<sup>( \*78 )</sup>に配慮しながら障害のある人の所在を明確にするとともに、障害のある人への支援を視野においた地域でのサポート体制及び避難誘導體制の整備に努めます。

### (2) 障害に配慮した避難路の整備促進

障害のある人が安全に避難できるように、車椅子等に対応した避難路の整備を促進します。

### (3) 障害に配慮した避難場所の確保

障害のある人に配慮した避難場所を確保するため、障害者施設や盲・聾・養護学校の活用の方法を検討します。

### (4) 迅速な安否確認及び支援ニーズの把握

プライバシーの保護に留意しながら、災害時に迅速な安否確認及び支援ニーズの把握ができるよう、関係機関や災害ボランティアとの連携システムを検討します。

### (5) 障害特性に応じた避難生活支援体制の整備

避難後、直ちに生活の場の確保に努めるとともに、日常的に医療行為が必要な人への対応や生活必需品及び災害情報の提供など、障害特性に応じた避難生活支援体制の整備に努めます。

---

( \*78 ) プライバシー  
私生活、私生活権、個人の私生活を守る権利。

第4章 ひとにやさしいまちづくりと災害への備え



高知県立盲学校高等部普通科3年 今津 良江さん 作品